

佐賀県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年三月三十日から平成二十四年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 富士三瀬線	佐賀市富士町大字藤瀬字本 村三四四番五地先から 佐賀市富士町大字関屋字柳 ノ本三二五二番一地先まで	佐賀市富士町大字藤瀬字本 村三四四番五地先から 佐賀市富士町大字関屋字柳 ノ本三二五二番一地先まで
	前	後
	幅員 メートル	延長 メートル
	四三・七 、 四・八 、 八九・六 、 一一・八	二、 一一三三・七 、 二、 三五一・九 、 三三七・四